

第2回「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」 メモ

平成27年11月27日(金)午後2時半から 於 法務省

ヒヤリングを受ける者：横山 実

* 配布資料の紹介

レジュメ： 11月9日に刑事局で説明を受けたのちに執筆して、
アメリカ犯罪学会大会に出席するために渡米する前の11月11日に
刑事局に送付したもの。

資料1：主な報道機関に6月4日付で送った随筆。

公職選挙法改正案に盛り込まれた附則5条と附則11条の問題点を分析している。

執筆の動機：5月29日の日経新聞「重大な選挙違反 18、19歳も刑事処分」を読み、
はじめて、少年法適用年齢引き下げの検討が進行中であることを知る。

資料2：8月5日付で報道機関に送ったもの(これも無視される)。

私の見解が紹介されたエコノミスト8月1日号の内容。

挿入された絵は、日本における犯罪少年への厳罰化を風刺している。

その後、英語の記事を読んだ知り合いの外国人研究者から、

私の見解を支持するというメッセージが、たくさん届く。

その主な研究者は、レジュメ2ページ9行目以下で示した通りである。

アメリカ犯罪学会大会(4千人が参加)で会った友人の研究者からは、

27日の法務省の勉強会で、引き下げ反対論をきちんと主張するように激励される。

資料3：9月17日付の「成年年齢に関する提言」(自由民主党政務調査会)

9月10日付の「取扱注意」印のある「成年年齢に関する提言(案)」(特命委員会)を差し
替えたもの

資料4：自民党特命委員会の「特例としての保護措置の構想」に反対するための随筆

9月8日にマスコミ機関に送付する。

9月12日から房日新聞で4回連載での形で掲載されたもの。(房日新聞の許可)

* 矯正局からの推薦

引き受けた理由

矯正局でお世話になったお礼

大学3年の時(昭和40年)、中央大学犯罪科学研究会の実態調査委員長として、

正木亮(あきら)先生の口利きで、関東矯正管区の刑務所の実態調査。

矯正局長をつとめた敷田稔先生、鈴木義男先生にもご指導をいただく。

少年院や刑務所に参観させていただき、ゼミ生と矯正教育の現場で教えてもらった。

少年院や少年鑑別所で働く職員の声も、本勉強会で伝えたいと思った。

少年院の法務教官は、広島少年院事件後、被収容少年の人権を侵害していると疑われるようになる。

刑事施設処遇法をモデルにした少年院法改正の作業の進行中、数年間、不安定な環境に置かれた。

法務教官は疲弊し、モラル(やる気)が低下した。

少年院法が6月1日に施行されて、新法の下で、新たな矯正処遇を始める矢先に、政治家主導で少年法適用年齢引き下げの方向性が打ち出された。

少年法適用年齢引き下げで、2種少年院の半分が閉鎖されると予想されている。

多くの法務教官は、職場を奪われるという不安を抱くようになっている。

その不安を、少年院長は、法務省のトップにきちんと伝えていない。

* 本勉強会では、保護局の現場の声を、誰が伝えるのか。

第1回の勉強会において、藤本哲也先生（更生保護学会初代会長）は、現場の声を伝えていない。

本日の勉強会で、保護司の方から、現場の声が聴けることを期待している。

私は、一人の保護観察所長から、憂慮しているというメールをもらっている。

資料4で保護観察への悪影響を指摘しているので参照してほしい。

* 第1回勉強会で、斉藤義房弁護士が少年法の保護主義を守るという立場で反対論（日経11月3日）それゆえに、私は、本勉強会では、重複する形で反対論を述べることを控えていただく。

* 8月1日に出された「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」では、114名が署名している。

刑事法研究者で賛成論を述べているのは、藤本先生以外には見当たらない。

レジュメでは、日経11月3日の記事で紹介された藤本の引き下げ賛成の根拠に、反論している。

反論の要点は、以下のとおりである。

2. 法体系についての二つの考え方（1ページの18行目）

法体系の整合性を強調する（藤本先生）

個別の法の目的ごとに差異を認める（松尾浩也先生）

家裁月報の後続雑誌『家庭の法と裁判』第3号の巻頭言（2015年10月）

松尾先生は、2009年以降、私が書いた少年法適用年齢引き下げ反対に関する論文を評価。

少年法適用年齢引き下げが、少年法の下での保護主義を大きく毀損することを懸念している。

3. 「18歳未満」世界的基準か（1ページの下から3行目）

Bob Agew（サザランド賞受賞）は、アメリカ犯罪学会大会中に、私たち夫妻を招待。

その際、私の引き下げ反対論を改めに支持し、自分の名前を出してよいと話していた。

4. 世論調査では、引き下げ賛成論が多数を占める（2ページの下から16行目）

「大人になったのだから、成人として義務を負うべき」という言説は、わかりやすい。

しかし、現実には、18歳および19歳の若者は、ますます社会的に未熟。

未熟な者には、刑罰という制裁よりも、少年法の下で保護処分を受ける方が望ましい。

犯罪被害者の声を受け入れて、人々の犯罪少年への眼差しは厳しくなっている。

社会的排除の風潮は望ましいのか。

刑務所への拘禁は、刑務所帰りという重いスティグマで、社会復帰を困難にする。

* 6. 自由民主党「成年年齢に関する特命委員会」の提言の内容の問題点（2ページの下から6行目）

少年法適用年齢引き下げに伴う少年司法制度への具体的な悪影響については、

資料4を参照していただきたい。

一番問題なのは、軽微な犯罪を犯した18歳と19歳の若者が、大量に野放しになることである。

例：赤切符を切られた道路交通違反者は、罰金の宣告を受けて、それを支払うだけで、

試験観察や保護観察による交通教育を受けることなく、野放しにされる。

7. 提言の手続きは妥当か (3 ページの 7 行目)

自民党政務調査会での承認を得ているが、総務会の承認を得ていない。

9 月 25 日の上川法相への申し入れは、自民党の総意といえるのか。

公明党の市川義久幹事長は、慎重論を表明しており、与党の総意とは言えない。

* 11. 20 歳以上の保護措置の適用可能性 (4 ページの 18 行目)

2003 年「青少年育成施策大綱」では、30 歳未満の子どもと若者を対象にする。

厚生労働省の専門委員会の作業部会では、児童福祉法の年齢引き上げの検討を始める。

社会的に未熟な 20 歳の者 (私の考えでは、20 歳から 22 歳の若者) に

現在の保護処分と類似した保護措置を講じることは望ましい。

ただし、今はその時でないので、少年法適用年齢引き下げと抱き合わせて、

特例としての保護措置を 20 歳にも適用することに反対。

特例としての保護措置適用の実務上の最大の問題点は、

検察官先議制度の下で、誰が要保護性を判断して、保護措置を講じる道を開くかである。(資料 4)

検察の段階では、行動科学の素養のある専門家を大量に雇う必要がある。

刑事裁判では、当事者主義なので、裁判官が主導して保護措置に導くことができない。

特例としての保護措置は、少数の事案にしか、用いられないであろう。

* 12. 少年司法法制の他機関 (警察、検察、家庭裁判所) への影響

資料 4 を参照してほしい。

少年警察活動への影響については、本勉強会での警察庁の少年課の方から説明があるはず。

(質疑応答)

* 勉強会への要望 (最後)

国会において全会一致で可決された公職選挙法改正案の附則 11 条を踏まえて、

自民党特命委員会は討論して提言をまとめ、それは政務調査会で承認された。

法務省は、その提言を尊重して、それを実現するために本勉強会を設置した。

本勉強会において、法務省の幹部職員は、少年法適用年齢引き下げ是非の結論を出せない。

公務員は、政治家の為であるよりも、国民の公僕であることを自覚してほしい。

藤本先生以外に少年法適用年齢引き下げ論を展開している研究者が見当たらないことを認識してほしい。

政治家が国民にとって悪影響が大きい政策提言をしていると判断するならば、

その悪影響を指摘する勇気を持ってほしい。

本勉強会では、幸いにして、日本の学会のリーダーである 3 人のアドバイザーを得ている。

彼らのアドバイスを得て、少年法適用年齢の引き下げに伴う悪影響、

また、特例としての保護措置導入の困難さを、勇気をもって報告書で指摘していただきたい。

第2回「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」

平成27年11月27日（金）午後2時半から

於 法務省

ヒヤリングを受ける者：横山 実

国学院大学名誉教授、日本社会病理学会会長

警察政策学会少年問題部会長

1. 非行少年の変化

少年の多くは、最近では、ロバートマートンの類型に従えば、同調的あるいは儀礼的行動をとるようになってきている。非行行動も、反社会的なものから非社会的なものへと移行している。（横山実著「最近激変している少年非行」、警察政策学会少年問題部会 警察政策学会資料第80号『少年問題研究論文』、86-117頁を参照していただきたい。）非行少年の中では、発達障害の少年が増加しており、第三種少年院（今年の6月に施行された少年院法の前には、医療少年院と呼ばれた）の増設が求められている。

法務省は、東京都の立川市と昭島市にまたがる国営昭和記念公園に隣接する米軍基地跡地に「国際法務総合センター」を建設する計画を持っている。その計画では、矯正医療センター（医療刑務所と医療少年院）と少年非行対策センター（少年鑑別所）の設立が含まれている。もし少年法適用年齢が18歳未満に引き下げられて、第三種少年院と少年鑑別所の被収容少年が4割も減少したら、矯正医療センターと少年非行対策センターは、無用の長物となる（税金の無駄遣いになる）。

2. 法体系についての二つの考え方。

一つは、法体系の整合性を強調する考え方。その考えによれば、成年年齢が18歳に引き下げられたら、当然、少年法の適用年齢は、18歳未満に引き下げるべきということになる。第1回勉強会において、藤本哲也先生が「主要な法律は成人年齢をそろえないと国民が混乱する」（日経新聞、11月3日の記事）と述べたのは、この立場に立つ。なお、「主要な法律」ではない未成年者喫煙法や未成年者飲酒法については、適用年齢を現状維持する含みを持たせているので、藤本先生の主張は、整合性の例外を認めている。その折衷的な立場をとるならば、どこまでの「主要な法律」では原則を貫き、それ以外の法律では適用年齢の例外を認めるかの基準を明示する必要がある。なお、9月17日に了承された自民党特命委員会の提言（資料3）は、「その年齢要件を原則として18歳以上（未満）とすべきである」とし、例外を認めている点に注意すべきである。

他方、個別法の目的に応じて、その適用年齢が異なることを認める考えがある。その代表的な考えは、法務省顧問の松尾浩也先生の次の文章で示されている。

「立法に関して今後懸念されるのは、公職選挙法改正のもたらす影響である。選挙権の年齢引き下げは歓迎すべきこととしても、当該年齢層の国民全員に国政参加の権利を与える選挙法の場合と、ごく一部でしかない非行少年を対象として、その健全育成をはかる少年法とでは、視点は異なるのが当然である。20歳未満までを対象とする戦後改革によって、日本の少年法は刑事政策上の成功を収めており、その成果は維持されなければならない。」（松尾浩也「少年法特集号によせて」『家庭の法と裁判』第3号（2015年10月）の巻頭言）。

3. 少年法適用年齢は、「18歳未満」が世界的基準か。

藤本先生は、「世界では18歳を成人として少年法を適用している」として引き下げに賛成意見を述べている（日経新聞、11月3日の記事）。そして、日経新聞では、勉強会で配布された資料の一つとおもわ

れる「各国の少年法適用年齢」の表が掲載されている。勉強会に提出したこの表は、藤本先生が作成したのか、それとも刑事局が作成したのかは、日経新聞では明示されていなかった。

ところで、私は、各国の少年法適用年齢を根拠に、日本でも18歳未満に引き下げすることを正当化すると予想していた。そこで、私の知り合いの研究者約120名に、The Economist 2015年8月1日号に掲載された、東京支局長のタムジン・ブース氏の書いた記事「日本の犯罪 被害者正義 少年犯罪者への間違ったパニック」(資料2)を送り、そこで紹介された私の少年法適用年齢の引き下げ反対について意見を求めた。その結果、たくさんの研究者から、私の引き下げ反対のキャンペーンを支持するとのメッセージが届いた。その主な研究者は、以下の通りである。

Peter Grabosky (Australian National University 名誉教授、オーストラリア・ニュージーランド犯罪学会元会長)

Jim Hackler (University of Alberta 名誉教授、アメリカ犯罪学会元事務局長)

Emilio Viano (The American University 教授、国際犯罪学会会長)

Agnew, Robert S (Emory University 教授、アメリカ犯罪学会前会長)

Emil Plywaczewski (University of Bialystok 法学部長)

Jerzy Sarnecki (Dept. of Criminology, University of Stockholm 教授)

Michael Levi (University of Wales, College of Cardiff 教授)

Agnew は、倫理的に行動を規制する脳の働きは25歳まで発達するという、最近の研究を引き合いに出して、少年法適用年齢を20歳未満に据え置くことに賛成している。そして、私の引き下げ反対キャンペーンで、支持者として自分の名前を出してよいと述べている。なお、ドイツのジャーナリストの Robert Harnischmacher からの情報は、資料4の房日新聞9月16日の記事の中で紹介しているので参照していただきたい。

4. 世論調査による少年法適用年齢引き下げの支持をどう考えるか。

今の社会は、同調行為をする者が増えており、また、犯罪被害者に同情している。そのために、非行少年を見る目は厳しくなっている。世論調査によれば、多くの人々が、18歳及び19歳の年長少年を少年法の対象から外して、彼らを刑罰で厳しく処罰して、社会から排除することを求めている。しかし、年長少年を成人の犯罪者として、刑務所に長期間拘禁するのは、彼らの社会復帰を困難にするばかりでなく、コスト計算から判断しても望ましくない(刑務所で処遇は、多額の税金が使われているのである)。

5. 改正公職選挙法の附則第5条と第11条は、引き下げ論の根拠になるか。

附則第5条と第11条については、資料1を参照していただきたい。なお、この資料は、主なマスコミ機関18社に送ったが、私は国内において知名度がないので、すべての機関から無視された。マスコミ界で名が売れた研究者の見解しか報道しないのは、現在のマスコミの病理である。また、マスコミ界に売り込みを図る研究者が多くなっているのも、病理現象である。

6. 自由民主党「成年年齢に関する特命委員会」の提言の内容は妥当か。

私は、知り合いのマスコミ関係者から、自民党特命委員会が、9月10日に最後の会合を開いて、未成年者喫煙禁止法と未成年者飲酒禁止法については、引き下げ論で結論付けるか、それとも、引き下げ論と慎重論の両論併記にするか検討する予定であることを知らされた。また、少年法適用年齢引き下げについては、委員から異論が出でいないので、引き下げを結論にする。その上で、「少年法の保護対象年齢を「18歳未満」に引き下げても18歳及び19歳について「一定の条件を満たせば特例の保護措置を適用

する」という制度にすることで、反対論を押さえられるとの見通しを持っている」と知らされた。そこで、9月8日には、特例の保護措置の構想に対する反論の原稿を書いた。それを知り合いの研究者やマスコミ機関に送付した。その結果、房日新聞が、9月12日から4回連載で原稿を掲載してくれた。房日新聞の許可を得たので、それを資料4として提示させていただく。

この原稿では、少年法適用年齢が引き下げられた時の問題点を、多岐にわたって指摘しているが、最大の問題点は、軽い犯罪を犯した18歳及び19歳の若者が、大量に野放しにされることである。

7. 自民党特命委員会の提言の手続きは妥当か。

自民党の特命委員会は、9月10日に会合を開いて、提言案を了承している。同日に、知り合いの弁護士から、その提言案が送られてきた。この提言案で、不可解なのは、それに「取扱注意」という印が押されていることである。自民党特命委員会での討論過程は、マスコミで報道されているのであり、最終段階の案を「取扱注意」にする合理的理由は何もないからである。

第2に不可解な点は、提言に名宛人が書かれていないことである。自由民主党政務調査会の下部機関である特命委員会は、政務調査会長あるいは党総裁宛に提言書を提出したのであるか。自民党の公式提言になるためには、少なくとも政務調査会です承を得る必要があるといえよう。

日本テレビ系(NNN)の9月25日(金)1時45分配信のニュースは、次のように伝えている。「これまで「20歳未満」とされてきた少年法の適用年齢について、自民党の特命委員会は24日、「18歳未満」へと引き下げよう上川法相に申し入れた」。このニュースからは、自民党の一つの委員会からの申し入れに過ぎないと読み取れる。その後、刑事局からもらった情報によると、この提言は、政務調査会の了承を得ているという(資料3)。そこで、法務省は、自民党からの正式な提言と受け止めて、提言内容の具体化の準備のために、本勉強会を設けたのであろう。

8. 本勉強会設置

本勉強会の趣旨は、次のとおりである。

「法務省刑事局、矯正局及び保護局は、法務大臣の指示により、公職選挙法等の一部を改正する法律附則第11条の趣旨及び民法の成年年齢についての検討状況を踏まえ、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討を行うために、本勉強会を実施する。」

勉強会の構成員は、研究者3名を含む17名である(10月22日の日経記事)。法務省の構成員の中心は、3人の局長を含めて、検事である。

私は、自民党特命委員会の提言についての法務省内での検討は、検事が中心となり、現場の声が十分に反映されないかもしれないと憂慮して、岩城光英法務大臣に、就任直後に手紙を書き、「法務大臣として、少年院や少年鑑別所などで働く現場の職員の意見をくみ上げて、少年矯正のあるべき姿を考えていただければ幸いです」と要望した。岩城大臣は、その要望を受け入れてくれたようで、10月29日には、多摩少年院を訪問している。勉強会の構成員の中心である検事は、法務大臣に倣って、少年院、少年鑑別所、保護観察所などを訪問して、少年法適用年齢が18歳未満に引き下げられた時、少年院における処遇、少年鑑別所における資質鑑別、保護観察官や保護司による保護観察が、どのような影響を受けるのかを、現場職員から聞き取ってほしい。

9. 青年層設定について

自民党特命委員会の提言では、「若年者のうち要保護性が認められる者に対しては保護処分に相当する措置の適用ができるような制度を検討すべきである」とうたっている。それを実現するための準備とし

て設けられたのが、本勉強会である。それゆえに、「少年法制の在り方」ではなく、「若年者に対する刑事法制の在り方」を全般的に検討することをうたっている。本勉強会の目的は、自民党特命委員会の提言を踏まえ、「少年法適用年齢引き下げ」を前提として、青年層への例外措置としての保護措置をどのように適用するのか、また、その適用を成功させるためには、どうしたらよいかを検討するものである。それゆえに、日経新聞 10 月 22 日の記事で書かれているように、本勉強会は、「少年法の適用年齢引き下げの是非の結論を出すものではない」のである。

10. 青年層への保護措置の手続きおよびその内容は明らかでない。

私は、刑事局において、今年の 3 月頃、青年層への保護措置の例外的適用について検討が行われていたという噂を、6 月になって聞いている。おそらく、その検討結果を念頭において、提言では、「若年者（その範囲を含む）」と表現したのであろう。

11 月 3 日の日経新聞では、藤本先生が「18 歳以上 21 歳未満の年齢層を「青年層（若年成人）層」と位置づけ、従来の保護処分か刑事手続きかを選択できるようにする案を提示」と報じている。刑事局で検討していた案は、藤本先生が提示した案と、どのような違いがあるのであろうか。11 月 9 日に法務省で勉強会の趣旨説明を受けたが、その時には、刑事局及び藤本先生の「青年層への例外的保護措置」の構想を知らせてもらえなかった。

なお、検察官先議の制度の下で、例外的保護措置の適用をする際、一番問題になるのは、誰が要保護性を判断して、それを適用するかの点にある。その詳細については、資料 4 を参照していただきたい。

11. 20 歳以上の若者への保護措置の適用可能性

11 月 9 日に勉強会の説明を受けた時、20 歳以上の若者への保護措置適用について意見を求められた。藤本先生の提案から判断すると、刑事局は、少年法の保護主義を後退させたという誹りを受けないために、20 歳の若者にも保護措置をとる方策を検討していると推測した。そこで、その点について意見を述べておく。

今の大学生からわかるように、若者の多くは、一人っ子や二人っ子であり、親や周りの大人に大切に育てられている。それゆえに、親離れが遅れて、自立していない。社会的な未熟者である 20 歳の者（私の考えでは、20 歳から 22 歳の若者）に、現在の少年法の下で実施されている保護処分と類似した保護措置を講じることは望ましい。しかし、現在は、犯罪者への目が厳しくなっているので、それを提言するには、時間をかけて、人々にその必要性を理解してもらわなければならない。それゆえに、今の時点で、少年法適用年齢引き下げと抱き合せで、20 歳の若者への保護処分適用を提言することには反対である。

12. 少年司法法制の他機関（警察、検察、裁判などの機関）への影響も考えてほしい。

1970 年には、法務省作成の「少年法改正要綱」が、諮問案として法制審議会に提示された。その案は、18 歳以上 20 歳未満を青年とし、青年の事件の処理手続きをすべて刑事訴訟法化し、検察官に起訴・不起訴（青年）、送致・不送致（少年）の選択権を与えるというものであった。それに対しては、最高裁判所と日本弁護士連合会は、現行少年法の基本理念や基本構造を変えるものとして反対した。現在では、最高裁判所は、当時ほど、少年法の保護主義を尊重していない。しかし、少年法適用年齢が引き下げられたら、家庭裁判所における少年事案の調査や審判の体制は、大きな影響を受ける。それゆえに、法務省刑事局が、少年法適用年齢引き下げの案を作成する際には、少なくとも最高裁判所家庭局の意見を聞くべきである。他機関への予想される影響については、資料 4 を参照していただきたい。

資料 1

平成 27 年 6 月 4 日

報道責任者様

横 山 実
國學院大學名誉教授
少年法研究会世話人
日本社会病理学会会長

私は、少年法や刑法を国学院大学で教えていた社会学者です。世界的に知られている犯罪学者ですが、主として英語で論文を書いていたので、日本では無名です。このたびは、マスコミの皆様、ぜひご理解いただきたく、この手紙を書かせていただきました。

先ほどのニュースで、今日の衆議院本会議で、公職選挙法改正案が可決される見込みという報道がありました。そこで、30 年以上、澤登俊雄先生とともに、少年法研究会において少年法を研究してきた立場から、今回の公職選挙法案の問題点を指摘させていただきます。問題点についてご理解いただけたのであれば、良識の府である参議院で、法案の附則第 5 条と第 11 条について、慎重審議するよう、貴社で報道していただければ幸いです。

ご承知のように、2000 年に少年法が改正された時、刑事法研究者や弁護士などが、大規模な反対運動を展開しました。しかし、それが挫折して、彼らは意気消沈しています。当時、私は、2000 年の少年法改正は、一部犯罪化に過ぎず、最大の犯罪化は、少年法適用年齢を 18 歳未満に引き下げることであったと考えていました。そこで、2000 年少年法改正の反対運動には参加しませんでした。民主党が、マニフェストで「18 歳未満の者に選挙権を与えると同時に、少年法適用年齢も 18 歳に引き下げる」とうたったとき、それへの反対キャンペーンを一人で始めました。その主張は、以下のホームページに掲げられている随筆「少年法適用年齢を 18 歳に引き下げるべきか」で展開しています。

<http://www2.kokugakuin.ac.jp/zyokoym/juvlawage1.html>

私の主張は、法務省顧問の松尾浩也先生および法務省矯正局幹部の方々に支持されました。そこで、彼らは、昨年の少年法改正の際にも、適用年齢を 18 歳未満に引き下げる条文を盛り込むことに反対してくれました。

ところが、今回は、公職選挙法改正案の附則 5 条で、18 歳未満への引き下げの布石を打つとともに、附則 11 条で「民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とうたい、少年法適用年齢を 18 歳未満に引き下げるという方向性を打ち出しているのです。

この二つ附則は、誰も反対しない公職選挙法改正案の本条の後に、民法研究者や少年法研究者に知られないように、忍び込ませたものです（5 月 30 日の少年法研究会で、私は、

附則 5 条と附則 11 条を説明しましたが、それらが忍び込まされていたのを、誰も知りませんでした)。おそらく、マスコミ関係者も、その二つの附則の問題点を知らないと思いますので、以下に詳述させていただきます。

1. 附則 4 条 (選挙犯罪等についての少年法の特例)

第五条 家庭裁判所は、当分の間、少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十一条の二第一項各号(漁業法及び農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。)に掲げる者と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した漁業法第九十四条若しくは農業委員会等に関する法律第十一条において読み替えて準用する公職選挙法第二百五十一条に規定する罪の事件(次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。)について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

民主党のホームページには、この特例を次のように説明しています。

「家庭裁判所は、当分の間、18 歳以上 20 歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪事件(以下「連座制にかかわる事件」という)について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第 20 条第 1 項の決定(検察官への送致の決定)をしなければならない」。

そこで、私は、公職選挙法第 247 条の罪、第 251 条の 2 の罪などが、どのようなものであるか、「ポケット六法」で調べてみました。そうしましたら、これらの条文は、省略されていたのです。つまり、連座制にかかわる事件には、候補者の親族や会計責任者など、きわめて限定された範囲の者しか犯す可能性がないので、省略されていたのです。一般成人でさえ犯す可能性がない犯罪、まして、政治的無関心である少年が犯す可能性がまったく考えられない犯罪で、少年法の特例として、刑事処分を科すために原則検察官に逆送するというのは、空絵ごとです。それは、将来、少年法適用年齢を 18 歳未満に引き上げるための布石以外の何物でもないのです。

ところで、少年法は、基本法の一つであり、そこでは、保護処分優先主義がうたわれています。それゆえに、2000 年の少年法改正の時には、「16 歳以上の少年で故意の犯罪で殺

害したものを、原則検察官送致にする」ことをめぐって、激論が交わされたのです。そのような重大な問題であるのに、少年法研究者や少年司法の実務家の意見も聞かず、附則 5 条を設けることは、適正な立法作業とはいえないでしょう。また、法案提出者は、法の間の均衡を強調していますが、もし均衡というのであれば、連座制にかかわる事件の罪は、「故意による殺害」と均衡が取れた、重大な法益侵害行為なのではないでしょうか。

2. 附則 11 条（法制上の措置）

第十一条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

わが国では、基本法の改正については、法制審議会において、多方面の意見を斟酌して、慎重に検討するという慣行があります。附則 11 条は、その慣行を踏みにじるものです。

たとえば、民主党政権下で、成年年齢を 18 歳に引き下げる議論が行われています。その時は、民法の研究者は、引き下げ賛成と反対に二分されて、結論が出なかったのです。反対論の根拠の一つは、社会的に未熟である 18 歳および 19 歳の者が、高額商品を購入させられた時、現在のように保護できなくなるというものでした。その論拠は、18 歳および 19 歳の者が社会的に未熟になっていることをふまえると、十分に説得力があります。そのような説得力のある反対論を無視して、民法でも、成年年齢を 18 歳に引き下げる「法的措置を講ずる」とうたうのは、立法論からみて妥当性を欠くと思われま

す。民主党関係者は、選挙権という権利を与えるのであるから、成人として義務を負うべきであるという論理で、少年法適用年齢引き下げを主張します。しかし、もしそれをしたら、現実には、世界に誇る少年司法の実践が壊滅的打撃を受けます。たとえば、少年院収容者は、4 割減少して、実績を上げてきた少年院の矯正処遇の技法が失われます。このような損害を与えてまで、法の均衡という形式論理で、少年法適用年齢を 18 歳未満に引き下げる必要はないと考えます。

以上のように、附則 5 条および 11 条には、大きな問題がありますので、良識の府である参議院で見直しのために慎重な審議をするよう、貴社において報道されることを期待させていただきます。

以 上

追伸：私は、6 月 4 日から 6 日の間は、全国矯正展に行く以外には、赤坂の自宅で英語の論文を書いています。もし質問があれば、電話（省略）か、メール（省略）に賜れば幸いです。

2015 年 8 月 5 日

報道機関各位

國學院大學名誉教授

横 山 實

私は、8 月 1 日付で、少年法適用年齢引き下げ問題について、資料とともに手紙を差し上げました。その手紙の末尾には、もし関心があれば、日本弁護士会が主催する衆議院議員会館における院内集会に取材に訪れるようお願いしました。

世話役の斎藤義房弁護士によると、昨日の院内集会には、会場の定員を上回る方が参集したということです。また、議員および議員秘書もたくさん出席したということです。

ところで、エコノミスト 2015 年 8 月 1 日号に、東京支局長のタムジン・ブース氏が書いた記事「日本の犯罪 被害者正義 少年犯罪者への間違っただパニック」が掲載されました (24 ページ)。その中に、私へのインタビューが掲載されています。詳細は、現物をお読みいただくとして、記事の概要をお知らせします。

1. 日本の刑務所では、老人が増加している。
2. 14 歳から 19 歳の犯罪少年よりも、65 歳以上の高齢者の方が、犯罪者総数は、多くなっている (表で示している)。高齢者犯罪の主なもの、万引きなどの軽微な犯罪である。
3. 少年犯罪数は、少年警察活動が活発であるにもかかわらず、2003 年から下落している。しかも、その大半は、軽微な犯罪である。
4. 日本の犯罪率は、先進国の平均の 10 分の 1 である。
5. しかし、少年による凶悪な殺人事件は、メディアによって強調されるために、人々は、それらの事件は、少年暴力犯罪の頻発と確信させられている。最近の少年による殺人事件は、川崎の事件のほかにも二つ見られる。
6. 神戸連続殺人を犯した元少年 A は、本を出版したが、それはベストセラーになった。
7. 現在の日本の非行少年へのアプローチは、刑罰ではなく、個人の改善が強調されている。
8. 実務では、リハビリテーションが合言葉になっていて、より寛大な矯正施設が、刑務所にとって代わっている。
9. 少年犯罪者の多くは、52 の少年院の 1 つに送られる。そこでの被収容少年は、法務教官と親密な人間関係を持つ。それを通して、彼らは、早期の社会復帰を準備する。学科教育や職業訓練が、少年院の中で行われている。
10. (1997 年以前では) 殺人で有罪になっていた少年も、少年院で 2 年以内の拘禁を受けて仮退院していた。
11. 犯罪被害者の権利の運動が起きた。そこで、2000 年には少年法が改正された。それにより (検察官逆送で) 刑事処分を科すことができる年齢は、16 歳から 14 歳に引き下げられた。
12. 政権党である自由民主党の保守的政治家たちは、今、少年犯罪者を、より厳しく処することを欲し

ている。

13. 「最近の少年殺人事件の連続は、その好機だ」と、元法務大臣の鳩山邦夫氏は述べている。なお、彼は、法務大臣在任中に、多数の死刑確定者に死刑の執行を命じたことで知られている。

14. 7月13日には、九州で殺人を犯した少女が、医療少年院送致になっている。

15. 自由民主党の幹部は、少年法適用年齢を、投票権付与年齢を18歳に引き下げたのにあわせて、20歳未満から18歳未満に引き下げることにしている。

16. 日本の刑事システムのエキスパートである横山実は、「(引き下げると)少年院でリハビリテーションを受けている被収容少年の5分の2が失われて、彼らは、刑務所に収容させることになる」と話している。

17. その場合、彼らには、「刑務所帰り」というより大きな烙印が貼られることになる。

18. 高く評価されている少年院の質が、大きく損なわれるのである。

19. また、少年たちのために働いているボランティアの多くが、(少年司法から)去るであろう。

20. いじめ問題。神奈川・川崎市の中学1年生、上村遼太さんの惨殺事件に関して、日本のグループ指向の教育システムに言及。

なお、上記は、意識で概要のみの訳です。不正確な部分があると思いますので、原本の英文を読むことをお勧めします。

ついでに、エコノミストの記事を、世界各国の知識人である読者200万人がどのように、とらえるかを、簡単に解説しておきます。

ご承知のように、アメリカを除く、先進国は、死刑廃止条約を批准しています。それゆえに、法務大臣の在任中に、たくさん死刑執行を命じた鳩山邦夫氏は、非人道的な保守的政治家というイメージを、読者は持つはずです。

記事の下に描かれている挿絵では、少年が中央に描かれています。彼は、少年審判の手(正義のシンボルの秤が描かれています)が差し伸べられ、そちらに向かおうとしています。それを食い止めようとする死神(右翼の政治家)は、大鎌で少年の胸を刺し、血まみれの右手を握って、牢獄に引きずり込み、死刑執行しようとしています。この挿絵は、少年法適用年齢引き下げを主張している保守的政治家を痛烈に風刺しています。

日本の政治家が、科学的根拠に基づかず、多くの研究者や実務家の反対意見を押し切って、少年法適用年齢引き下げを強行したら、世界的に日本の知的水準は低いとみなされるでしょう。

なお、昨年の少年法の改正で、少年法で規定している相対的不定期刑が、長期化されました。それゆえに、原則逆送で重罰化が行われるようになっているので、凶悪事件の遺族が中心である犯罪被害者運動のリーダーは、今回は、少年法適用年齢の引き下げを声高に叫んでいません。それゆえに、鳩山氏が、犯罪被害者の応報感情を根拠に少年法適用年齢引き下げを主張するのは、的外れといえます。今後とも、少年法適用年齢引き下げの問題点について、ご理解を賜るよう、お願い申し上げます。

なお、私は、明日、タイに向かいます。International Police Executive Symposiumに参加するためです(創立者のDilip Das博士は、30年来の友人です)。13日まで不在ですので、ご了承ください。

末筆ですが、異常な猛暑が続いていますので、ご自愛のほど、お祈り申し上げます。

成年年齢に関する提言

平成27年9月17日

自由民主党政務調査会

国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18歳以上とされたことを踏まえ、新たに大人となる年齢層を含めた我が国の国家像等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法律の規定における成年年齢の在り方について、下記のとおり提言する。

記

1. 民法（民法の成年概念を用いる法律を含む。）について

民法の成年年齢については、できる限り速やかに20歳から18歳に引き下げる法制上の措置を講じる。

ただし、法制審議会の答申（平成21年）にあるとおり、「若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現される」ことが必要であるから、現状の消費者教育等の施策の充実強化を図るとともに、国民への周知が徹底されるよう、その施行時期については、必要十分な周知期間が設けられるよう配慮する。

2. 満20歳以上（未満）を要件とする法律についての基本的な考え方

国民投票の投票年齢及び公職選挙法の選挙年齢が一致して18歳以上の国民に参政権としての投票権（選挙権）を付与したと併せて民法の成年年齢が18歳となることを前提とした場合、我が国においては18歳をもって「大人」として扱うこととなり、大人と子供の範囲を画する年齢は、それまで20歳であったものが18歳となる。

このことは、18歳以上の国民が、現在及び将来の国づくりの担い手であることを意味し、大人としてその責任を分担し、大人としての権利、自由も付与されるべきこととなる。社会的にも国民意識においても「大人」は18歳からと移り変わる。

法は、社会規範として、分かりやすく社会活動の指針となることが求められることから、大人と子供の分水嶺を示す各種法令には国法上の統一性が必要である。併せて、我が国の将来を支えるのは18歳からの若者であり、将来の我が国を活力あるものとし、その決意を力強く示すためにも、満20歳以上（未満）を要件とする法律においては、その年齢要件を原則として18歳以上（未満）とすべきである。

3. 満20歳以上（未満）を要件とする法律について

(1) 少年法について

民法を始めとする各種法律において、我が国における「大人」と「子供」の範囲を画する基準となる年齢が満18歳に引き下げられることを踏まえ、国法上の統一性や分かりやすさといった観点から、少年法の適用対象年齢についても、満18歳未満に引き下げるのが適当であると考ええる。

他方で、罪を犯した者の社会復帰や再犯防止といった刑事政策的観点からは、満18歳以上満20歳未満の者に対する少年法の保護処分の果たしている機能にはなお大きなものがあることから、この年齢層を含む若年者のうち要保護性が認められる者に対しては保護処分に相当する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべきであると考ええる。

そこで、法務省においては、これら本委員会の考えを真摯に受け止め、若年者（その範囲を含む。）に関する刑事政策の在り方について全般的に見直すことも視野に入れて、刑事政策上必要な措置を講ずるための法制的検討を行うこと。

(2) 諸法令について

(3) 又は以下に掲げる法律（条項）を除き、満20歳以上（未満）とされている要件は、満18歳以上（未満）に引き下げる。

- ①養親になれる年齢
- ②猟銃の所持、銃を使用する狩猟免許
- ③暴力団員による加入強要の禁止対象年齢
- ④国民年金の支払義務
- ⑤船舶職員及び小型船舶操縦者法（船長及び機関長の年齢）
- ⑥児童福祉法に定める児童自立生活援助事業における対象年齢
- ⑦特別児童扶養手当等の支給に関する法律の対象年齢
- ⑧道路交通法上の中型免許及び大型免許等

なお、公職選挙法等の一部を改正する法律において、「当分の間」の措置として20歳以上を維持することとされた検察審査員、裁判員、民生委員及び人権擁護委員となる資格については、少年法の適用対象年齢又は民法の成年年齢を踏まえたものとする。

(3) 税制関連について

以下に掲げる法律（条項）は、民法上の「成年」を引用したり、民法上の成年年齢を前提とした制度であるが、税制に関する事項であるため、我が党の税制調査会における検討に委ねる必要がある。

- ①国税徴収法及び国税犯則取締法の搜索立会人
- ②関税法の臨検の立会人
- ③税理士法の税理士の欠格事由
- ④酒税法の酒の製造免許等の付与条件

- ⑤相続税法の20歳未満の者に係る控除制度等
- ⑥租税特別措置法の直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税年齢
- ⑦東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税年齢
- ⑧その他税制関連事項

4. 社会的に関心の高い事項について

20歳未満の者の飲酒、喫煙を禁止している未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法について、成年年齢の引き下げに伴い禁止年齢を18歳未満とするか否かについては、賛否にわたり様々な意見が認められた。

生物学的な発達に応じた医学的影響を勘案し、健康被害の拡大を防ぐ必要があること、非行防止の観点からは飲酒、喫煙が非行の引き金となる側面があること等の理由から、成年年齢が引き下げられても現行の禁止年齢を維持すべきとの意見があった。

他方、現行法においても飲酒、喫煙は未成年者に制約を課し、大人は自制する判断力ある者として自らの責任において摂取等が法律上許容されていること、現在でも一定の免許取得等が法令上許容されていても校則で制限することが行われている等の理由から、高等学校在学中は校則で飲酒、喫煙を制限する等の生徒指導による対応を前提として、成年年齢の引き下げに応じて禁止年齢を18歳未満に引き下げべきとの意見があった。

本委員会としては、これら意見や諸外国の状況を踏まえ、飲酒、喫煙に関する禁止年齢を18歳未満に引き下げべきかどうか、引き続き社会的なコンセンサスが得られるよう国民にも広く意見を聞きつつ、医学的見地や社会的影響について慎重な検討を加え、実施時期も含め民法改正時までに結論を得るものとする。

また、公営競技が禁止される年齢についても様々な意見があったことから、引き続き検討を行うものとする。

被選挙権を有する者の年齢については、引き続き検討を行うものとする。

5. 周知期間等の必要性について

本委員会における検討に基づき、必要な法制上の措置を講じることとなるが、民法（民法の成年概念を用いる法律を含む。）については、社会的影響の大きさや、教育面の対応、施行までの準備作業に要する期間などを踏まえ、少なくとも3年程度の周知期間とともに、必要な経過措置を設ける。

また、その他の法律についても、民法に準じた周知期間及び経過措置を設ける。

以上

寄稿

少年法適用年齢 引き下げと例外措置①

東京都 横山 実

自民党特命委員会
は、未成年者喫煙禁止
法と未成年者飲酒禁止
法については、引き下
げ論と慎重論の事実上
の両論併記としまし
た。

少年法適用年齢引き
下げについては、委員
から異論が出ていない
ので、引き下げを結論
にしました。自民党の
特命委員会は、少年法
の保護対象年齢を18
歳未満に引き下げて
も18、19歳について
「一定の条件を満たせ
ば特例の保護措置を適
用する」という制度に
する一方で、反対論を
押さへられるとの見通
しを持っているとのこ
とです。

そこで引き下げ反対
を主張するのは、特別
の保護措置の構想に対
する反論を示す必要が
あります。私が考えて
いる反論は、次のよう
なものです。

①2000年当時と
比べて、社会状況は激
変しています
引き下げ論は、民主
党の主張として、ネウ
ストキヤビネットの見
解「18歳以上に大人と
しての権利と責任を」
(2000年5月23日
付)で公表しています。
2002年には、民主
党は「成年年齢の引下
げ等に関する法律案」
を衆議院に提出してい
ますが、その法案には、
成年年齢を18歳に引
き下げて、18歳以上の若
者に選挙権を与えるこ
とも、少年法の適用
年齢を18歳未満に引
き下げること盛り込ん
でいました。

しかし、当時と現在
とは、社会情勢が激
変しています。たとえ
ば少年法は、2000
年の改正以来、数回の
改正が行われ、犯罪被
害者の要望に応じて、
少年の凶悪犯や暴力犯
罪について刑罰化およ
び重罰化が進められ
てきました。それゆえ
に、今では18歳およ
び19歳で凶悪な罪を犯
した者は、特に16歳以
上の者は、原則、検察官
に逆送され、刑事裁判
で重罰が科せられてい
ます。

つまり、少年法適用
年齢を引き下げなく
も、彼らには被害者感
情を反映した重罰を科
すことが可能になって
います。そこで、今回
の少年法適用年齢引き
下げについては、犯罪
被害者運動の指導者か
ら、声高な賛成論が出
ていません。

犯罪少年の検挙数
は、2003年以来激
減しています。その激
減のひとつの要因は、
少年法の保護主義の下
で、保護観察や少年院
での矯正処遇が効果的
だったことが挙げられ
ます。対象少年減で、
警察による補導、個別
的処遇計画による矯正
教育や保護司による指
導・援護が、きめ細か
く行えるようになり、
その効果が上がり、非
行が減少するという好
循環が生じたのです。
今回の引き下げ問題
と関係する重要な社会
的変化は、少子化が進
み、過保護に育てられ
た若者が、ますます社
会的に未成熟になった
ことです。18歳および
19歳の未成熟な若者に
は、社会教育的視点か
ら、成人として選挙権
を付与して、彼らに社
会的問題への関心を高
めてもらうことは望ま
しいでしょう。

しかし「成人として
権利を付与するから、
成人として義務を負う
べきだ」という論理で、
彼らを少年法の保護主
義の対象外にして、成
人として責任を取らせ
るために刑罰を科すと
いうのは、問題です。
自立していない未熟な
若者には、刑罰よりも
保護処分処遇する方
が、彼らの再犯防止に
有効だからです。

②少年法適用年齢引
き下げ反対論
私は、少年法適用年
齢引き下げが、いずれ
は政治の場で検討され
るのであると予測し
て、次のような論文を
書いてきました。

2011年「法学お
よび行動科学からの非
行研究の比較」少年法
適用の上限年齢の問題
を題材として「(青少
年問題58巻新年号)
2010年「非行少
年の処遇理念の推移」
少年法適用の上限年齢
との関係に見る保護主
義理念の推移」(澤登
俊雄・高内寿夫編著、少
年法の理念」現代人文
社)

2009年「少年法
適用年齢を18歳に引
き下げるべきか。民主党
の見解をめぐって」
2015年8月に

日本弁護士連合会
は、少年法の「成人」
年齢引下げに関する意
見書を2015年2月
20日付で出していま
す。また、斉藤義房弁
護士によると、8月
末までに、全国52弁
士会の全てから、少年
法適用年齢引下げ反対
の会長声明が出ていま
す。

③現行制度と少年法
適用年齢引き下げの場
合との違い
現行の制度では、20
歳未満の者が非行を犯
したときは、捜査機関
から家庭裁判所に全件
送致されます。そして、
家庭裁判所調査官の調
査や少年鑑別所の資質
鑑別の結果をふまえて、
家庭裁判所裁判官
が処分を決めます。家
庭裁判所の裁判官は、
非行事実と要保護性の
2つを考慮して、処分
を課すか否か、また課

すとしたらどのような
処分にするかを決めま
す。1997年の神戸
連続殺人事件以降、非
行事実の重大性に感じ
た重い処分、とくに
刑事処分を科すという
傾向が強まっています
が、要保護性の考慮は
欠かせないのです。
少年法20条による逆
送後の刑事裁判におい
ては、弁護士は被告少
年の要保護性を強調し
て、少年法55条に基づ
いて、保護処分を課す
ために家庭裁判所に事
件送致することを求め
ています。しかし、そ
れはほとんど認められ
ていないという現実が
あります。それゆえに、
原則逆送に相当する凶
悪な罪を犯した18歳お
よび19歳の若者は、少
年法の適用外になった
時、特例としての保護
措置を受けることにな
らざるを得ないで
しょう。

(つづく、国学院大
学法学部名誉教授)

2015年8月に

寄稿

少年法適用年齢 引き下げと例外措置②

東京都 横山 実

原則送送には相当しない、より軽い罪を犯した18歳および19歳の者が、少年法の適用年齢引き下げで、原則的に成人として刑事訴訟法によって取り扱われると、どのような変化が生じるでしょうか。彼らが、特例の保護措置の適用が受けられるのでしょうか。刑事手続きに移った時、要保護性は、この段階で、誰の主張に基づいて、誰が調査するのでしょうか。以下、それを段階別に具体的に検討いたします。

(一) 少年非行防止活動の段階

警察では、少年非

なると、警察官や少年警察ボランティアによる補導活動は、委縮してしまいます。

少年およびその保護者の同意を得て行う相談、継続補導、立ち直り支援の対象者も減少します。その結果、警察が運営している各地の少年サポートセンターの多くが、閉鎖に追い込まれかねないのです。

行予防活動として、相談、街頭補導、継続補導、立ち直り支援活動を行っています。それらの活動は、18歳以上が成人になると、18歳以上の若者については、行うことができなくなります。特に問題になるのは、高校3年生で18歳の誕生日を迎えた者が対象外となることです。たとえば、警察官や少年警察ボランティアが、高校の制服を着た18歳の3年生が、深夜徘徊や喫煙しているのを見つけても、不良行為少年として補導できなくなるのです。いちいち年齢を確認することが必要に

不良行為少年の中で、将来罪を犯すおそれのある者は、現在は、虞犯少年として補導されて、家庭裁判所に送致されています。18歳および19歳が成人となる層の者は、虞犯として特例の保護措置を適用されることはありえません。

われることになれば、彼らで不良行為をしている者や現在虞犯少年として取り扱われていた者は、警察官や少年警察ボランティアによって街頭で注意されることなく、野放しにされるのです。従来、自由民主党の政治家たちは、パターナリズムの立場から、非行予防活動の積極化を支持してきました。今回は、それと反対のことを、少年法改正で実現しようとしているのです。

年齢で犯罪の嫌疑をかけられた者は、その特例の適用対象外になります。社会的に未熟な彼らは、成人として厳しい取り締まりを受けたら、心情が傷つけられるだけでなく、誘導尋問で虚偽の自白に追い込まれかねません。

警察は、微罪処分の権限を持っています。そこで、他人の自転車に無断で乗ったというような軽微な事件では、成人として取り扱われると、18歳以上の者は、警察官の尋問が終了した段階で、調査に署名するだけで釈放されます。つまり、彼らに、要保護性を考慮されて特例の保護措置を講じられる可能性は、皆無となります。現在は、これらの軽微な事件でも、簡易送致で家庭裁判所に送致され

ており、家裁の調査官が要保護性のチェックをしています。現在簡易送致で処理されている軽微な事件は、保護主義が確実に後退します。

(3) 検察での事件処理の段階

検察官は、捜査機関から送致されてきた事件や自ら摘発した事件について、捜査が完了したら、事件処理を行います。不起訴、起訴猶予、起訴などの処分を行います。その処分権の行使には、大きな裁量が認められています。それゆえに、現在では、大規模な検察庁では、若年者や知的障害者などの軽微な事件では、起訴猶予にして福祉機関にゆだねるために、検察庁所属のケースワーカーが事案選別の仕事をしていま

す。

18歳および19歳の被疑者についても、保護措置を施すために、所属するケースワーカーが事案選別する体制を構築することができるとは、残念ながら、しかし、現在の家庭裁判所調査官が抱えている膨大な事案について調査するに足りるケースワーカーを確保するのは、国家財政が逼迫しているため、ほとんど不可能でしょう。つまり、検察段階では、検察官の長年に基づいた情状判断で、18歳および19歳の被疑者への執行猶予が実施されるだけですが、検察の段階で、特例の保護措置、およびそれに準ずる措置をとることは、ほとんど期待できないのです。

(二) 検察選別の段階

(三) 検察選別の段階

学法学部名誉教授

寄稿

少年法適用年齢 引き下げと例外措置③

東京都 横山 実

(4) 刑事裁判の段階
18歳および19歳の被告人は、少年法の適用外になったり、調査前置主義が適用されません。特例の保護措置の必要性を確認するための行動科学に基づいて調査、つまり、家庭裁判所調査官の調査、および、少年鑑別所の資質鑑別を受けられなくなるのです。

職権主義による現在の少年審判と異なり、当事者主義の刑事裁判においては、裁判官は特例の保護措置の必要性を調べようとする指示することはできません。両当事者のいずれかが、要保護性についての調査の必要性を主張しなければ、裁判官は取り上げないの

主張の中で、その必要性を訴えることとされるでしょう。
(5) 処分の変化
成人として扱われるようになるなど、軽微な刑事事件では、18歳および19歳の者の多くは、罰金を科せられるだけで終わります。親が代わりに罰金を支払うような場合には、彼らにとって痛くもない刑罰ということになります。現在、交通事故犯の場合には、試験観察や保護観察で、交通違反に関する教育的働きかけがおこなわれていますが、成人として罰金で済むようになると、これらの教育的働きかけはできなくなります。
18歳および19歳の者が、その次に重い罪を犯した場合、罰金ではなく、執行猶予付きの拘禁刑が科せられます。監視の必要が認められるような場合には、保護観察付き執行

猶予の拘禁刑が、用いられることになりま

す。それが多用されると、保護観察は、1号観察が減少する代わりに、4号観察が増加することになります。同じ保護観察といっても、4号観察になると、補導・接護下の指導・監督が強調される懸念があります。もしそうであれば、保護観察に量的に変化はないとしても、保護主義の後退がみられることになりま

す。
18歳および19歳の若者で、凶悪犯や暴力犯となるものは、減少しています。それゆえに、拘禁刑の実刑を受けて少年刑務所に収容される者が激増することは考えられません。
④ 少年司法システム各機関への影響
(1) 警察への影響
少年法適用年齢が18歳未満に引き下げられた時、警察では、少年課が取り扱う事案が減

少しします。それに伴い、警察内部での少年担当部署の権限の低下が生じるでしょう。一部の真摯で見られるように、少年課はストーリー対策やいじめ対策の課や係と併合されかねないので、また、過疎県の少年サポーターセンターの多くが、閉鎖に追い込まれます。

(2) 検察への影響
18歳および19歳の者の事案では、検察官先議が実現するので、検察官は事案選別において、より重い責任を持つこととなります。前述したように、保護主義を大きく毀損しないためには、より多くのケースワーカーを擁することが求められます。

(3) 少年鑑別所への影響
少年鑑別所法が、2015年6月1日から施行されたばかりというのに、少年法適用

年齢が引き下げられたら、少年鑑別所の体制は壊滅的な打撃を受け

ます。刑事法研究者の反対声明で示されているように、少年鑑別所は、3割強の収容者を失うこととなります。現在、多くの過疎県では、収容者は一桁台です。都道府県の家庭裁判所に対応して少年鑑別所を置いておくことが難しくなります。もし統廃合されれば、被収容少年は、家族との面会や家庭裁判所への出頭などで、著しい不利益を受けることとなります。

(4) 家庭裁判所への影響
調査官は、家事事件と少年事件の両方を担っているのに、18歳および19歳の者が、観察措置対象から外れても、事案量減少で悩むことはないと思われま

す。しかし、ケースワーカーとしての技量を磨くためには、18歳

および19歳の者が、観察での補導委託制度に追い込まれ、試験観察での補導委託制度は、崩壊しかねないのです。

および19歳の者も取り扱うことが望ましいの
小規模な県での裁判所では、裁判官は刑事裁判官と家庭裁判所裁判官を兼務していますので、18歳および19歳の者が刑事手続きになれば、彼らは家庭裁判所の審判において、刑事裁判的になるまじることになるかもしれませ

なお、試験観察での補導委託は、現在でも減少していますが、少年法適用年齢が引き下げられたら、さらに減少します。そうなれば、仏教慈徳学園などの委託先の多くは閉鎖に追い込まれ、試験観察での補導委託制度は、崩壊しかねないのです。
(つづく) 国学院大学法学部名誉教授

寄稿

少年法適用年齢 引き下げと例外措置④

東京都 横山 実

(5) 少年院への影響
少年院法が2015年6月に施行され、被収容少年の人権を尊重しつつ、矯正処遇の充実が図られることになりましたが、少年法適用年齢引き下げは、その影響として保護観察を

受けるものは、約3割が失われます。前述したように、交通事故の保護観察制度は、ほとんど崩壊します。

ところで、18歳および19歳が成人とされるのと、彼らは、少年の時に犯した罪に関する人の資格に関する法令の適用(少年法60条)が受けられなくなりま

す。そうなる、第2種少年院の半分近くが閉鎖となり、これまで培ってきた矯正処遇の

院者への烙印に比べて、刑務所帰りの烙印は強力なので、18歳および19歳で犯した犯罪で少年刑務所に収容された者が仮釈放された時の社会復帰は、きわめて困難になります。

たとえ保護観察官や保護司からの補導・援助を得ても、社会復帰は、より困難になるのです。

(7) ドイツとの比較
特例としての保護措置のモデルとしては、ドイツのものが考えられます。そこで、ドイツのジャーナリストの Robert

Harnischmacher さんからの情報をお伝えいたします。

英文の意訳は、以下の通りです。

私は以前、21歳で成人となりました。しかし、今では18歳が成人と法で定められています。憲法においては、

成人は、すべての権利義務および責任をもちます。しかし、現状を変えたいという考えを持つ人々がいいます。彼らは、成人年齢を16歳にまで引き下げ、その問題を、政治的駆け引きの場で、検討の過程に

あります。問題は、18歳の人々を少年法のもとで取り扱うことができるかです。彼らが犯した犯罪の環境が、彼らの発達の段階に達していないことを不

時、少年法の下で取り扱うことができるかです。この取り扱いは、21歳になるまでは、可能となっています。しかし原則は、すべてが成人として取り扱われることです。それが、ドイツにおける現状です。

この情報によれば、18歳から21歳までの若年層に、少年法の下で保護手続を取ることは可能であるが、実務では、それは例外で稀なものです。わが国でも、少年法適用年齢が、18歳に引き下げ、その代わり「若年者に保護処分の適用が可能なような制度」を設けることになった場合、ドイツの現状と同様なことが起こりうるのです。

とここで、少年法適用年齢を18歳未満に引き下げると、今の実務を継承するならば、審判終了時点で18歳未満であることが要求されます。そこで、18歳の誕生日の前日に罪を犯した少年は、審判までの手続に手間取って18歳の誕生日を迎える

と、年齢超過として検察官に送り返されてしまうのです。つまり、実質的には少年法の適用年齢は、17歳10か月程度に引き下げられるのであり、外国の少年

法適用年齢の18歳という基準よりも低くなるのです。これでは、日本では少年法の下での保護主義が崩壊したと、海外の研究者に受け止められることでしょう。

⑤ 結語
自由民主党の特命委員会の委員たちは、2015年6月の国会で、公職選挙法改正案が全会一致で可決され、その附則11条で「少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とうたっていたので、メンツをかけた「特例の保護措置」という条件付きで、少年法適用年齢引き下げに突っ走っているように

です。

しかし、引き下げには「大人としての象徴」という名目的な意味だけで、実質的には何もメリットがありません。それどころか、世界で高く評価されている少年法の下での保護主義を大きく毀損するのです。このような少年法改正を押し進めたら、世界の犯罪学者や知識人から物笑

いされることでしょう。その一例は、「The Economist」2015年8月1日号に、東京支局長のタムソン・ブリス氏の書いた記事「日本の犯罪 被害者正義 少年犯罪者への間違ったパニック」の中で掲載された挿絵で示されています。その記事には、私の意見が引用されています。

世界では、日本の少年法の下での保護主義が、高く評価されており、世界各地の研究者が、私の意見を支持するメールをくれていま

す。

(おわり、国学院大学法学部名誉教授)

1